⑨　ミマキエンジニアリング株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成25年２月５日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式会社ミマキエンジニアリングの株式につき、その株価の高値形成を図り、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年３月25日午前９時10分頃から同年４月12日午後３時９分頃までの間、13取引日にわたり、直前約定値より高値で売り注文と買い注文とを対当させたり、連続した成行注文又は高指値注文を行って高値を買い上がるなどの方法により、同株式合計1,052株を買い付ける一方、同株式合計476株を売り付け、そのうち、自己の計算において、同株式合計360株を買い付ける一方、同株式合計190株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。
【課徴金額】　1,028万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成25年２月５日
審判手続中（平成25年５月31日現在）

⑩　花月園観光株式ほか１銘柄に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告
【勧告年月日】　平成25年３月12日
【勧告の対象となった違反事実】
課徴金納付命令対象者は、株式の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、
㈠　花月園観光株式会社（以下「花月園観光」という。）の株式につき、平成24年３月２日午前11時１分頃から同日午前11時10分頃までの間、下値買い注文を大量に入れるなどの方法により、同株式合計13万3,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計10万7,000株を売り付けるなどし、
㈡　株式会社ジー・ネットワークスの株式につき、同月９日午前９時29分頃から同日午前９時32分頃までの間、前同様の方法により、同株式合計10万1,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計７万4,000株を売り付けるなどし、
㈢　花月園観光の株式につき、同年６月５日午前９時23分頃から同日午前９時31分頃までの間、前同様の方法により、同株式合計12万3,000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計２万2,000株を売り付けるなどし、
もって、前記各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。
【課徴金額】　107万円
【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成25年３月12日
課徴金納付命令日　　平成25年４月１日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

3　平成23年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等
⑴　平成23年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおりである。
○　株式会社ＳＪＩとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告
平成24年３月16日に課徴金納付命令勧告を行った、株式会社ＳＪＩとの契約締結交渉者からの情報受領者による内部者取引事案については、被審人が審判廷において、株式会社ＳＪＩとの契約締結交渉先の役員から本件重要事実の伝達を受けたのかどうか分からない旨主張ないし陳述したため、この点を争点として争うこととなった。
審判手続を経て、金融庁長官は、上記争点について、被審人が本件重要事実の伝達を当該役員から受けていたとは認められないから、金商法第178条第１項第16号に該当する事実があると認めることはできないとして、平成24年10月19日に法令違反事実を認めることはできない旨の決定を行った。

⑵　平成23年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の概要は以下のとおり。
○　ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者からの情報受領者による内部者取引事案
【平成22年８月27日課徴金納付命令勧告、平成23年７月20日課徴金納付命令決定、平成23年８月19日取消訴訟提起、平成25年２月21日判決（大阪地裁）】
平成25年２月21日、大阪地方裁判所は、原告（被審人）は、ジェイオーグループホールディングス株式の購入又は売却に先立ち、情報伝達者から重要事実の伝達を受けていたものと認められるなどとして、原告の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、平成25年３月８日、同判決は確定した。

第３　今後の課題
内部者取引等の不公正取引に係る違反行為について、規制の実効性を確保するためのエンフォースメント手段としては刑事罰と課徴金制度とがあるが、刑事罰は対象者に与える影響が極めて大きいため抑制的に運用する必要がある。課徴金制度には、刑事罰を科すに至らない程度の違反行為についても、その程度や態様に応じた措置をとることにより、規制の実効性を図ることが期待され、また、刑事罰に比べ迅速な処理が可能な制度となっている。このような課徴金制度の特性を活かし、迅速・効率的な調査を実施し、以下のような課題に取り組むことにより、機動性・戦略性の高い市場監視の実現に努める。
⑴　第一次情報受領者による内部者取引及びインターネット取引や複数口座を用いた相場操縦行為が依然として多く認められることから、引き続き、調査手法の工夫、研修等を活用した調査能力の向上、人材の育成に努め、取引調査の一層の迅速化・効率化が図られるようにする。
⑵　地方の居住者が不公正取引を行ったものも見受けられることから、各地域の財務局等と連携しつつ、地方の不公正取引事案についても積極的に対応する。
⑶　ＩＴ化が進展する中で、これまでも、デジタルフォレンジックに必要な機器やソフトウェアの整備をするとともに、デジタルフォレンジックの専門家による研修等を実施してきたところであるが、引き続き、デジタルフォレンジックの運用体制を充実し、かつ、取引調査へ積極的に活用するなどにより、迅速・効率的な取引調査の推進に努める。
⑷　不公正取引を未然に防止する観点から、過去の課徴金事例等について様々なチャネルを通じて積極的に情報発信を行い、市場参加者の自主的な規律付けや上場企業による内部管理体制の構築を促すなど、市場規律の強化に向けた働きかけを行う。

第５章　国際取引等調査
第１　概説
１　国際取引等調査の目的・権限等
国際取引等調査（主に外国にある者が行う取引等に係る取引調査）の目的・権限等は、第４章第１「１　取引調査の目的」、「２　取引調査の権限」、「３　課徴金の対象となる行為及び課徴金額」と同じ。
２　平成24年度における活動状況
⑴　平成24年度においては、国際取引等調査室が調査した結果、不公正取引に対し、７件、8,115万円の課徴金納付命令勧告を行った。
⑵　証券監視委では、証券規制当局間のＭＯＵの枠組み（第９章第１参照）を通じた情報交換を実施するなど、海外規制当局等との協力・連携体制を強化してきたところである。この結果、これまでクロスボーダー取引を利用した不公正取引の摘発を行うなど着実に実績を挙げてきている。近年の金融・資本市場では、クロスボーダー取引や市場参加者の国際的な活動が日常化しており、わが国株式市場においても、取引の発注元の大半が海外である等、クロスボーダー取引が日常化している。このような傾向と並行して、不公正取引がグローバル化する動きが見られ、証券監視委においては、クロスボーダー取引を利用した不公正取引に対する調査体制をより一層強化しているところである。
証券監視委は、平成23年１月に策定した第７期活動方針において、基本的な考え方の新たな柱の一つとして、「市場のグローバル化への対応」を掲げ、グローバルな市場監視を強化する方針を明らかにしている。この中で、市場のグローバル化への対応として、一層の人材育成や体制整備を進めることとしており、平成23年８月、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家による不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置した。